

UI-NET No.478	2004.2.18	枚数
	14時20分 発信	7枚
〔宛先〕 各地方本部・支部 あて	〔種類〕 周 知	
〔担当〕 全逡信労働組合中央本部 交渉部	〔区分〕	

非常勤職員のスキル基準の情報提供と職員周知について

非常勤職員の新たな人事・賃金制度については、過日開催された第119回中央委員会で一部課題は残したものの、全体的には導入が承認され、現在残された課題と関係協約の締結に向け中央交渉を展開中である。

今回の新制度導入に伴い、非常勤職員の労働条件が変更されることから、スキル基準によるスキルレベルの認定を行い、3月1日までには本人通知をする必要がある。しかし、手続きを考慮すると極めて時間的に切迫していることから、以下の取扱いで地方段階にスキル基準を情報提供するとともに、職員周知することとしたものである。

その内容は、以下のとおりとした。

1. 地方段階の対応

支社から地方本部に対して「2月19日以降準備でき次第、単局においてスキル基準を示し職員周知を行う」旨情報提供する。

2. 支部段階での対応

(1) 支部に対しては、代表局等から同じく「2月19日以降準備でき次第、単局においてスキル基準を示し職員周知を行う」旨情報提供する。

(2) 特に支部に対しては、無集配特定局におけるスキル基準を統一して策定したエリアの単位についても情報提供する。

(3) 次項の単局での意思疎通終了後、別途、支部に対して支部内関係各局所のスキル基準や職務加算額等について情報提供を行う。

3. 単局での対応

(1) 2月19日以降準備でき次第、各局所において定めたスキル基準について、

単局窓口での情報提供を行う。

(2)いわゆる小局については、小局において適宜の方法により、本件について意思疎通を行う。

4．職員周知

2月19日以降準備でき次第、次の項目について職員周知を行う。

(1)職員への職務加算額等の具体的金額

(2)再採用を予定する非常勤職員への別紙「勤務条件変更通知書」による勤務条件変更の内容

5．非常勤職員のスキルレベルの認定に際しての暫定的な措置

(1)考え方

これまで非常勤職員の職務の広さの広がりを示したものがなかったことから、A・B・Cの各ランクに定められた職務の一部だけ習得している者等も考えられることから、優秀な者であってもCランクと評価される、このように局側の都合でCランク評価となることを防ぐため、運用上、暫定的なスキルレベルを適用する。

(2)対象非常勤職員

内務非常勤職員

予定雇用期間の延長又は再採用の結果、平成16年2月1日現在で勤続3年以上の者。

現段階ではCランク及びBランクの職務全てを担当させていないが、経験、職務遂行能力、普段の勤務態度等から、Cランク及びBランクの職務全てを担当させていれば、「性格かつ迅速にできる」と所属長が推定できる者。

ただし、今後ともBランク以上のスキルを期待しない場合はこの限りではない。

外務非常勤職員の場合は、通区・集金区等であり、その一部だけを習得しているということが想定されないため暫定的な措置の対象外としている。しかし、所属長が複数区通区させるのであれば、暫定的な措置としてではなく認定される。

(3)具体的な認定方法

上記(2)の、に該当する非常勤職員については、B(習熟度有)のスキルレベルと暫定的に認定する。

暫定的な措置により暫定Bに認定された非常勤職員に対しては、その後6か月間の評価期間中にスキルレベルを評価し、次の再採用時(10月)

に該当するスキルレベルに位置づける。

6．団地配達スキル認定及び職務加算額の設定に関する交渉経過と判断

- (1)この間の交渉経過としては、第119回中央委員会で答弁したとおり、公社からは「集合受箱配達の主であること、比較的狭い範囲のみを配達すること、徒歩による配達の主であるなど、他の一般区と比較し職務困難度合いが低いことから、「配達のみ」を適用することとしているもので、書留郵便物の配達の有無により適用の区別を決めているものではない」との姿勢にあるとし、個別に今後対応するとしていた。
- (2)中央委員会終了後の短期間の中で中央交渉重ねてきたが、全国的な団地配達の様子が現時点では把握できていないことから、どのような団地配達の実態にあるのか、そしてその下でどのような基準を設ける必要があるのか等、基準をつくるにしても作業実態についてのデータが不足している現実にあることから、ひとまず今回の認定では「配達のみ」で認定することとなった。
- (3)その上で公社に対して、団地配達については「配達のみ」の区分が適用されることとなっているが、一部に通集配と同様の作業実態で勤務している者が存在していることを踏まえ、適切な運用が図られるよう検討を求めている。

以上

【添付資料 4枚】

非常勤職員のスキル基準の情報提供と職員周知

1 趣 旨

協定締結まで職員周知ができないとなると、4月1日の制度の導入に支障が生じるおそれがあることから、速やかに関係組合に情報提供し、それと並行して、職員周知を行う。

2 組合対応

(1) 地本・支部での対応

地本・支部に対しては、「2月19日(木)以降準備でき次第、単局においてスキル基準を示し、職員周知を行う」旨を情報提供する。特に、支部に対しては、無集配特定局におけるスキル基準を統一して策定したエリアの単位についても情報提供すること。

なお、記2(2)の意思疎通終了後、別途、支部に対して、支部内関係局所のスキル基準や職務加算額等について情報提供を行う。

(2) 単局での対応

2月19日(木)以降準備でき次第、各局所において定めたスキル基準について、単局窓口で情報提供を行う。

なお、いわゆる小局については、適宜の方法により、本件意思疎通を行うこととする。

3 職員周知

2月19日(木)以降準備でき次第、次の項目について職員周知を行う。

(1) 職員への職務加算額等の具体的金額

(2) 再採用を予定する非常勤職員への勤務条件変更の内容

(参考) 非常勤職員のスキルレベルの認定に際しての暫定措置

地本への説明を行った上、各局所において19日以降オープンにする。

新たな賃金体系の導入に伴う時給等の変更について（勤務条件変更通知書）

平成 年 月 日

殿

郵便局長 印

あなたの予定雇用期間は、平成 年 月 日をもって満了となります。
 ついては、予定雇用期間満了後、改めて採用を希望される場合は、採用担当者まで申し出てください。
 なお、先日みなさんにお知らせしたとおり、平成16年4月1日から新たな賃金（時給）の仕組みが導入されることに伴い、あなたが再採用される場合、以下の勤務条件について、変更を予定しています。

1 時 給

基本給と加算給を合算した金額を支給します。

ア 基本給

地域別・職務別に一律に定められる金額です。

あなたの基本給は、	地域別基準額	職務加算額	その他	基本給 (+ +)	です。
	円	円	円	円	

(その他の欄は、複数局所に併任される非常勤職員の加算が適用される者のみ選択)

イ 加算給

「職員としての基本的事項」及び「スキルレベル（スキルランク及び習熟度）」を評価して加算される金額です。

あなたの加算給は、	基礎評価給	スキルランク	習熟度	加算給 (+ +)	です。
	有・無	C・B・A	有・無	円	
	円	円	円	円	

なお、あなたのスキルレベルを評価するスキル基準は別紙のとおりです。

よって、あなたの時給は、

時給 (+)
円

になります。

2 諸手当（ 該当する項目のみを選択 ）

前回お知らせしたものに加え、以下の諸手当についても変更等が行われます。

手 当	改正等の概要
深夜割増賃金	22時～5時の間の勤務について、以下の割合で割増 ・予定雇用期間が1か月未満の者..... 25/100 ・予定雇用期間が1か月以上の者..... /100 (自局の割合を実際に記入 (30～50))
郵便物完全区分等手当（「専ら大郵袋及び運送に従事したときに支給する手当」に限る。）	支給対象外

3 予定雇用期間

(併任(兼務)を前提とする場合は、兼務先及び予定兼務期間を欄余白に適宜記載)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 勤務時間等

(仕事の内容、始業・終業時刻、所定時間外労働の有無、休日、休日労働の有無または勤務日に変更される場合のみ選択)

--

5 その他

(その他特記すべき事項がある場合のみ選択)

--

別紙

各局所で定めた職務別のスキル基準のうち、該当するものを添付

非常勤職員のスキルレベルの認定に際しての暫定的な措置

1 考え方

従来、非常勤職員の職務の広さの広がりを示したものがなかったため、スキル基準の「C」・「B」・「A」の各ランクに定められた職務の一部だけを習得している者等も考えられる。

そのような者は、優秀な非常勤職員であっても「C」ランクと評価されることとなる。

局側の都合で、「C」ランク評価となることを防ぐため、運用上、暫定的なスキルレベルを適用し、インセンティブの低下を防ぐこととする。

2 対象非常勤職員

所属長において、次の条件を全て満たすと認められる者

(1) 内務非常勤職員

(2) 予定雇用期間の延長又は再採用の結果、平成16年2月1日現在で3年を超えて雇用している者(勤続3年以上の者)

(3) 現段階では「C」ランク及び「B」ランクの職務全てを担当させてはいないが、経験・職務遂行能力・普段の勤務態度等から、「C」ランク及び「B」ランクの職務全てを担当させていれば、「正確かつ迅速にできている」と所属長において推定できる者
ただし、当該非常勤職員に対し、今後とも「B」ランク以上のスキルを期待しない場合(必要としない場合を含む。)は、この限りではない。

3 具体的な認定方法

(1) 暫定「B(習熟度あり)」(以下「暫定B」)への認定

対象非常勤職員については、「B(習熟度有)」のスキルレベルと暫定的に認定する。

(2) その後の処遇

「暫定B」に認定された非常勤職員に対しては、その後6か月間の評価期間中にスキルレベルを評価し、次の再採用時(10月)に、該当するスキルレベルに位置づけることとする。